

第4章 全体構想

4-1 まちづくりの理念と目標

1. まちづくりの理念

本町では、前章までに設定した下記に示すまちづくりの基本課題を解消していくことが必要とされる。

表 本町のまちづくりの基本課題

- 適正な人口、産業空間の受け皿としての市街地の確保
- 町民の日常生活を支える商業空間の適正な都市計画(地域地区等)による規制、誘導
- 計画的な都市基盤の確保にあわせた適正かつ計画的な土地利用の規制誘導
- 流入超過型都市にふさわしい計画的な就業地の確保並びに生産活動を支える都市基盤の計画的整備
- 市街化調整区域における良好な田園風景の保全
- 農業空間の保全(農地、集落)あわせて無秩序な市街地の進行の抑制
- 都市計画道路の計画的整備、歩車道分離による安全な交通環境の形成並びに都市間及び町内の円滑な交通流の確保
- 町民生活にゆとりと安心を与える計画的な公園緑地の確保
- 町民生活に安全、安心を与える計画的な河川改修等の実施、下水道の整備と水質の向上
- 都市基盤整備にあわせ生態系の確保並びに都市の顔となる空間の維持、保全
- 都市基盤整備による良好な生活環境の向上
- 都市基盤整備に際しての自然環境や風景等への配慮
- 都市基盤整備や産業機能導入に際して低炭素型を意識したまちづくりの推進
- 計画的な市街地の形成に伴うデザイン性を意識した建築物等の誘導
- 緊急時に利用する道路沿道における優先的な耐震化推進

このような本町の第6次総合計画では、「輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」を将来像と設定し、都市計画を含むまちづくりを推進してきている。

本計画は、都市計画を主体としたまちづくりの実践的計画、事業などを位置づける計画であり、まちづくりの基本課題においても「水」、「緑」にふれる内容があり、かつ就業空間としてまちの活力も求められていることなどから、この将来像を本計画での将来像として設定した。

将来像

輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち

2. まちづくりの目標

総合計画では、P 40に示すように「輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」に対する基本理念として、「安全」、「協働」、「共生」、「公平」そして「発展」を基本理念として掲げており、この基本理念を本計画のキーワードとしてまちづくりの目標を以下のように設定した。

○安全を意識したまちづくり

本計画でいうまちづくりにおいて、特に都市施設などの整備に対しては、町民の「安全」を意識した整備を推進し、町民の暮らしを支える基盤整備を進めていく。

対応するまちづくりの基本課題

- 都市計画道路の計画的整備、歩車道分離による安全な交通環境の形成並びに都市間及び町内の円滑な交通流の確保
- 町民生活にゆとりと安心を与える計画的な公園緑地の確保
- 町民生活に安全、安心を与える計画的な河川改修等の実施、下水道の整備と水質の向上
- 緊急時に利用する道路沿道における優先的な耐震化推進

○協力し合い、協働で進めるまちづくり

本計画でいうまちづくりを含め、今後のまちづくりは、行政のみで進めていくことは財政状況などからも困難とされる。

さらには、町民を主体としたまちづくりや町民の協力なくては進められないまちづくりなど、様々な形で町民の方々や企業の協力と協働で進めていくことが求められる時代となった。

このため、町民や企業との「協働」を意識したまちづくりを進めていく。

対応するまちづくりの基本課題

- 適正な人口、産業空間の受け皿としての市街地の確保
- 計画的な都市基盤の確保にあわせた適正かつ計画的な土地利用の規制誘導
- 市街化調整区域における良好な田園風景の保全
- 農業空間の保全(農地、集落)あわせて無秩序な市街地の進行の抑制
- 都市基盤整備や産業機能導入に際して低炭素型を意識したまちづくりの推進
- 計画的な市街地の形成に伴うデザイン性を意識した建築物等の誘導

○共生によるまちづくり

まちづくりを進めていくためには、地球温暖化などの環境への意識を持った上で、進めていくことが求められている。このため、本町には原生林など自然空間が存在しないものの、田園や河川をはじめとした水辺空間などの人間の手が入った自然的空間が多く存在していることから、これらの自然的空間との「共生」を意識したまちづくりを進めていく。

対応するまちづくりの基本課題

- 計画的な都市基盤の確保にあわせた適正かつ計画的な土地利用の規制誘導
- 市街化調整区域における良好な田園風景の保全
- 農業空間の保全(農地、集落)あわせて無秩序な市街地の進行の抑制
- 町民生活にゆとりと安心を与える計画的な公園緑地の確保
- 町民生活に安全、安心を与える計画的な河川改修等の実施、下水道の整備と水質の向上
- 都市基盤整備にあわせ生態系の確保並びに都市の顔となる空間の維持、保全
- 都市基盤整備による良好な生活環境の向上
- 都市基盤整備に際しての自然環境や風景等への配慮
- 都市基盤整備や産業機能導入に際して低炭素型を意識したまちづくりの推進

○持続可能な発展を目指したまちづくり

本計画では、一定の目標年次を定めて計画づくりを行っているが、本来まちづくりというものは町民の方々が住んだり、働いたりするための空間形成のため、時代の変化などによって、手直しをしたり、大幅に変更したりを繰り返していくものとされる。

このように、町民のライフスタイルの変化を踏まえながらも「発展」するまちづくりを進めていく。

対応するまちづくりの基本課題

- 適正な人口、産業空間の受け皿としての市街地の確保
- 町民の日常生活を支える商業空間の適正な都市計画(地域地区等)による規制、誘導
- 計画的な都市基盤の確保にあわせた適正かつ計画的な土地利用の規制誘導
- 流入超過型都市にふさわしい計画的な就業地の確保並びに生産活動を支える都市基盤の計画的整備
- 都市計画道路の計画的整備、歩車道分離による安全な交通環境の形成並びに都市間及び町内の円滑な交通流の確保
- 都市基盤整備や産業機能導入に際して低炭素型を意識したまちづくりの推進
- 計画的な市街地の形成に伴うデザイン性を意識した建築物等の誘導

3. 将来都市フレームの設定

(1) 人口フレームの推計

①上位、関連計画における人口フレーム

本町における人口フレームは、上位計画である「第6次総合計画」で以下のよう
に設定している。

表 上位、関連計画における人口フレーム

計画名	平成17年	平成27年	備考
第6次総合計画 (平成18年策定)	21,602人 (実数)	23,000人 (推計)	目標年次平成27年

②本計画での人口フレーム

本計画での人口フレームは、昨今における少子高齢社会の進行を踏まえ、最新デ
ータによるコーホート要因法で推計すると以下に示すようになる。

また、市街化調整区域では、住宅の建築が自由でないため、流入による人口増が
見込めないことから、コーホート要因法において人口の移動による増加しないもの
として予測することにより市街化調整区域の人口の傾向を予測し、総人口から差し
引くことにより市街化区域の人口をあわせて推計した。

表 人口フレーム

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
総人口	21,602人	22,199人	23,100人	23,500人	23,900人	24,000人
市街化区域	12,168人	—	13,700人	14,200人	14,700人	15,100人
市街化調整区域	9,434人	—	9,400人	9,300人	9,200人	8,900人
参考(総人口の増加)	上段：平成17年対象 下段：平成22年対象		1,398人 801人	1,898人 1,301人	2,298人 1,701人	2,398人 1,801人
15歳未満	3,624人 16.8%	3,681人 16.6%	3,500人 15.1%	3,400人 14.4%	3,200人 13.4%	3,100人 12.9%
15～64歳	14,351人 66.4%	14,290人 64.4%	14,200人 61.5%	14,300人 60.9%	14,800人 61.9%	14,800人 61.7%
65歳以上	3,619人 16.8%	4,228人 19.0%	5,400人 23.4%	5,800人 24.7%	5,900人 24.7%	6,100人 25.4%

※コーホート要因法：男女別、5歳階級別の人口のまとまり（コーホート）の経
年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方
法。人口の年齢構造や社会動態を反映した推計。

注：平成22年値は年齢階級別人口を示すために住民基本台帳の数値を採用。

(2) 産業フレームの推計

本町における産業フレームは、参考値として算出する。

①工業フレーム

本町における工業フレームは、過去の推移から回帰計算で算出する。

表 工業フレーム(単位：百万円)

区 分	平成21年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
製造品出荷額	299,218	468,677	473,518	477,814	481,675

②商業フレーム

本町における商業フレームは、過去の推移から回帰計算で算出する。

表 商業フレーム(単位：百万円)

区 分	平成19年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
年間商品販売額	222,745	273,100	276,500	279,400	282,100
小売業年間商品販売額	31,745	38,926	39,401	39,823	40,201

4-2 将来都市構造の設定

本町では、旧都市計画マスタープランにおいて、都市構造を設定していた。

目標年次に到達したが、この計画において継続すべき事項や都市計画を取り巻く社会上的変化（人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など）への対応、さらには周辺都市との整合を図った上で、将来都市構造を以下のように設定した。

1. 都市骨格を形成する交通軸

本町における将来の交通軸を設定するにあたり、南北交通軸と東西交通軸に区分して設定した。

(1) 南北交通軸

本町における南北交通軸は、(都)国道41号線・柏森大口線を旧都市計画マスタープランで設定していた。本町は、周辺都市の就業の場となっていることを踏まえ、この2路線に加え、周辺都市の道路網の位置づけと整合を図り、(都)愛岐南北線・豊田岩倉線・愛岐大橋線の3路線を南北交通軸と設定する。

①(都)国道41号線

名古屋市と尾張地域、岐阜の飛騨方面を結び、中部圏における大動脈の路線である。本町においては、町外の南に位置する東名高速道路・名神高速道路の小牧インターチェンジや名古屋高速小牧線と結ぶ路線であり、流通機能などを含め都市間の連絡に重要な路線である。

②(都)柏森大口線

町外の名鉄柏森駅と本町の中心を結ぶ路線である。本町における良好な居住環境を創出した大口余野特定土地区画整理事業地区内を通り、町役場などの公共施設などが集積する地域へ連絡する本町の玄関口として重要な路線である。

③(都)愛岐南北線及び(都)豊田岩倉線

本町の西端を南北方向に通る路線である。本町から北は岐阜県へ、南は岩倉市へと連絡し、都市間を連絡する重要な路線である。

④(都)愛岐大橋線

本町内で(都)国道41号線と連絡し、扶桑町・江南市を経て、岐阜県へ連絡する路線である。本町の工業集積エリアから岐阜県へと連絡し、町内の南北方向を連絡する重要な路線である。

(2) 東西交通軸

本町における東西交通軸は、(都)北尾張中央道・大口楽田線・江南池之内線を旧都市計画マスタープランで設定していた。本町は、周辺都市の就業の場となっていることを踏まえ、この3路線に加え、周辺都市の道路網の位置づけなどと整合を図り、(都)江南大口線及び町道高岡線、(都)斎藤羽黒線を東西交通軸と設定する。

①(都)北尾張中央道

本町と主要な都市とを連絡する路線である。本町の南部を通り、尾張都市計画区域の都市と結びつきを一層強化するため、4車線の整備が進められている重要な路線である。

②(都)大口楽田線

本町と犬山市を結ぶ路線で、(都)愛岐南北線と連絡し、江南市や岩倉市へのアクセスも可能な路線である。総合運動場や温水プール、中央公民館などへアクセスし、本町のほぼ中心部における東西を連絡する重要な路線である。

③(都)江南池之内線

本町と江南市や小牧市を結ぶ路線である。本町の南部における東西を連絡する重要な路線である。

④(都)江南大口線及び町道高岡線

本町と江南市や犬山市を結ぶ路線である。本町の中央部における東西を連絡する重要な路線である。

⑤(都)斎藤羽黒線

本町と扶桑町や犬山市を結ぶ路線である。本町の北部における東西を連絡する重要な路線である。



2. 環境軸

本町には、北東から南西に貫く一級河川五条川と東部を南北に貫く尾張広域緑道があることから、これらを本町の環境軸と位置づける。

一級河川五条川については、本町を等分するように貫いており、河川の両岸には、桜並木があり、水と緑による魅力とうるおいのある軸として、周辺の土地利用と調和を図り、環境軸にふさわしい空間づくりを目指していくものとする。

尾張広域緑道は、犬山市から春日井市にまたがる約20kmの緑道であり、本町の田園地帯を中心に通っているため、田園風景とともに緑による軸としての役割を果たしている。この緑道と連絡する交通軸などの歩道とネットワークを図ることにより、町民の安全で安心な歩行空間の確保とともに、健康づくりに寄与する環境軸を目指していくものとする。

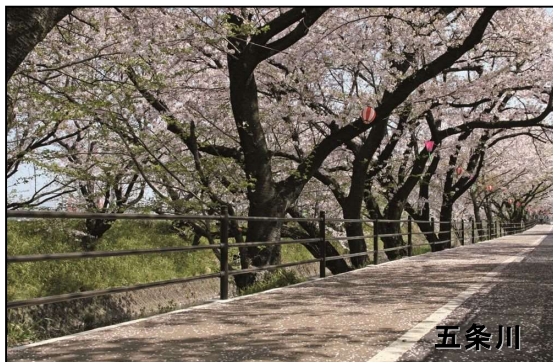
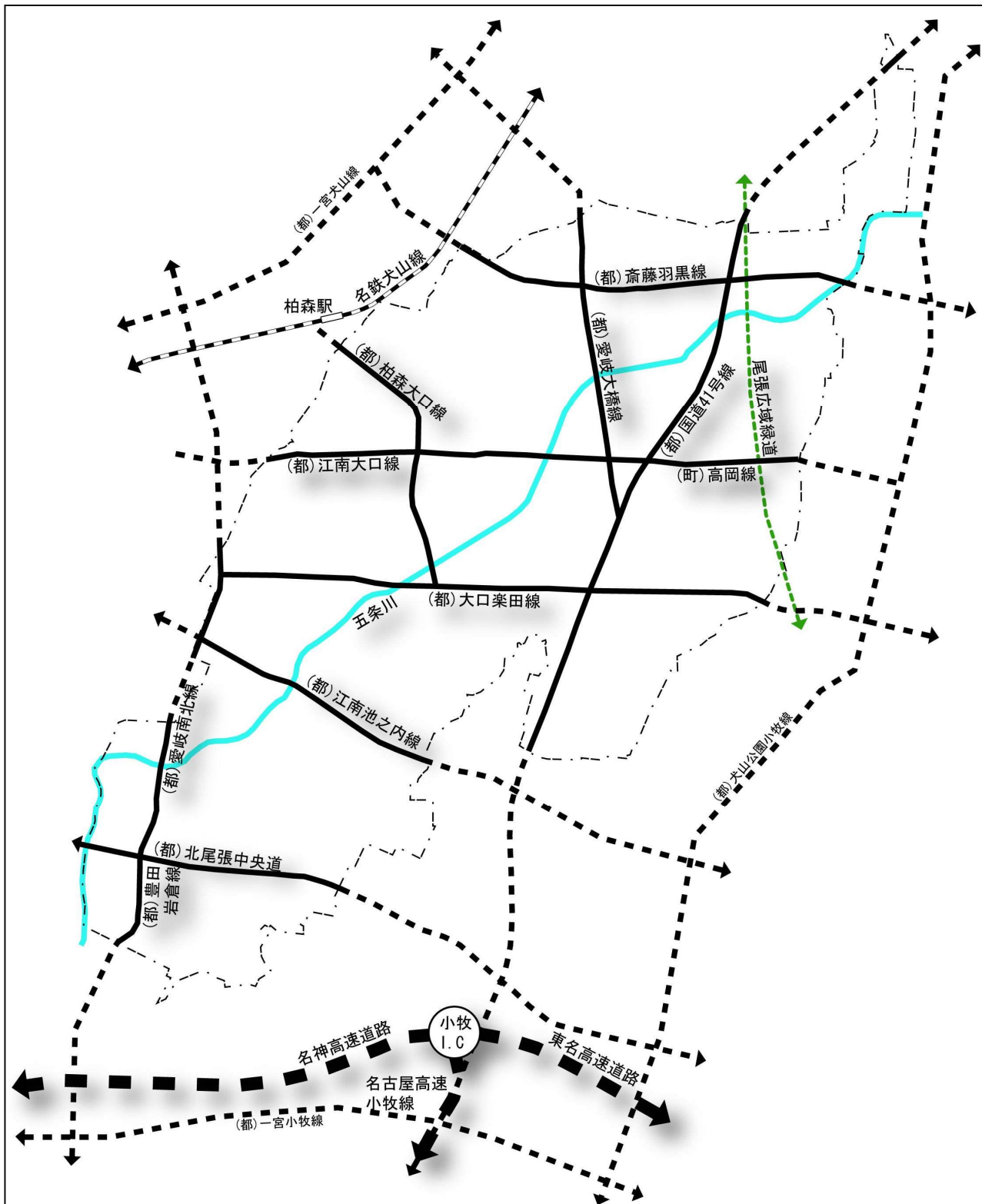


図 将来都市交通軸



3. 土地利用ゾーンの設定

(1) 土地利用の骨格

本町の土地利用は、一級河川五条川以北に住宅地、(都)国道41号線・北尾張中央道沿いに工業地、その周囲の農地に大別される。

今後は、人口減少社会の到来、少子高齢社会の進展などを踏まえ、高度成長期など

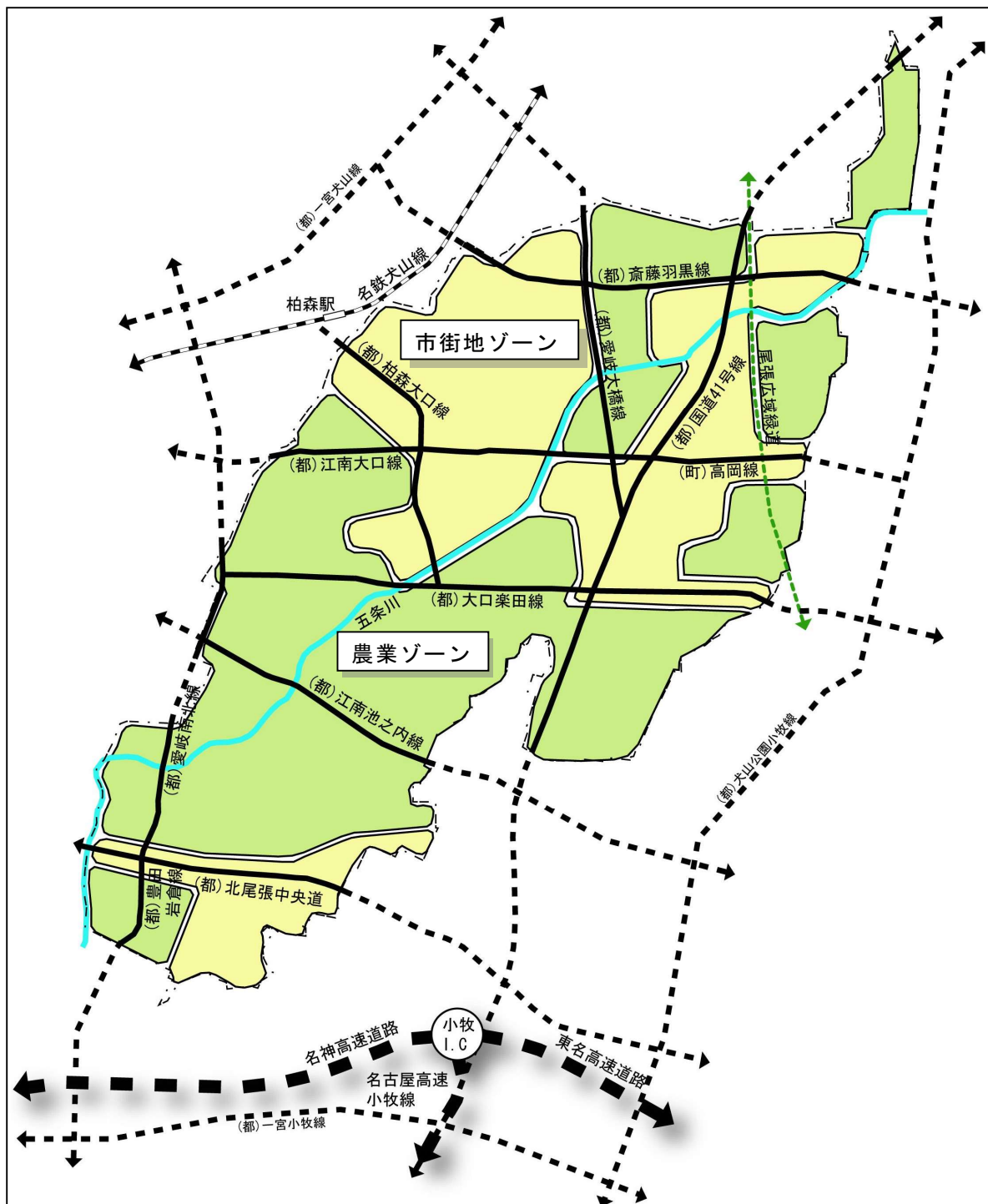
大口町都市計画マスタープラン

の社会経済を背景とし急速に都市が拡大する都市化社会から安定・成熟した都市型社会にシフトし、集約型の都市構造を目指していくものとする。

このため、無秩序な市街地の拡大を防止し、良好な田園風景の保全に努めていくものとする。そのような集約型都市構造を目指しつつ、本町が周辺都市の就業の場としての役割を将来的に担っていくため、交通軸の中でも(都)国道41号線・北尾張中央道などにおいては、適正な工業地を確保していくものとする。

このような考え方から、土地利用の大きな区分として、都市的土地利用の市街地ゾーンと農地・集落地の農業ゾーンを区分すると以下のような都市構造となる。

図 土地利用ゾーンの骨格



(2) 土地利用ゾーン

①住宅ゾーン

住宅ゾーンは、大口余野特定土地区画整理事業によって創出された余野地区などを設定する。

今後は、市街化区域内の農地などの適正な市街化を推進し、良好な居住環境の形成を図るものとする。さらに、既存の住宅地については、適正な都市基盤として道路や公園などの整備を推進し、安全で安心した生活を営む良好な居住環境の形成を図るものとする。



住宅ゾーン(余野地区)

②商業ゾーン

商業ゾーンは、名鉄柏森駅隣接部が大口余野特定土地区画整理事業によって既に市街化が進行していることなどを踏まえ、北部・中心部・南部のそれぞれの地域に存在する商業施設を設定する。

今後は、町民の日常生活を支える空間として、現状の機能の維持に努めていくものとする。



商業ゾーン(大規模集客施設)

③工業ゾーン

工業ゾーンは、交通軸である(都)国道41号線・北尾張中央道沿いの既存の工業地を設定する。

今後は、交通軸の整備を推進し、既存の工業地の周辺などに新規企業の立地を促進し、就業の場にふさわしい空間としていくものとする。



工業ゾーン((都)国道41号線沿い)

④農業ゾーン

農業ゾーンは、農地の無秩序な宅地化の拡大を抑制し、生産性の高い空間としていくものとする。

また、既存の集落については、集落内の生活環境の改善に努めていくものとする。



農業ゾーン(市街化調整区域)

(3) 都市機能拠点

① 行政拠点地区

本町の中心に位置する町役場や町民会館などの行政機能が集積する地区については、本町の主要な行政サービスの中心となる機能を担う行政拠点地区と設定し、地区へアクセスする道路の整備などを推進する。

② 歴史文化地区

北部の小口城址公園、南部の堀尾跡公園については、本町の歴史や文化を代表して物語る機能を担う歴史文化地区と設定し、良好な空間の維持・保全に努める。



③ 健康福祉地区

行政拠点地区と近接する、総合運動場や温水プール、健康文化センターなどについては、環境軸の五条川と相まって、本町全体の町民の健康や福祉の主要な機能を担う健康福祉地区と設定する。

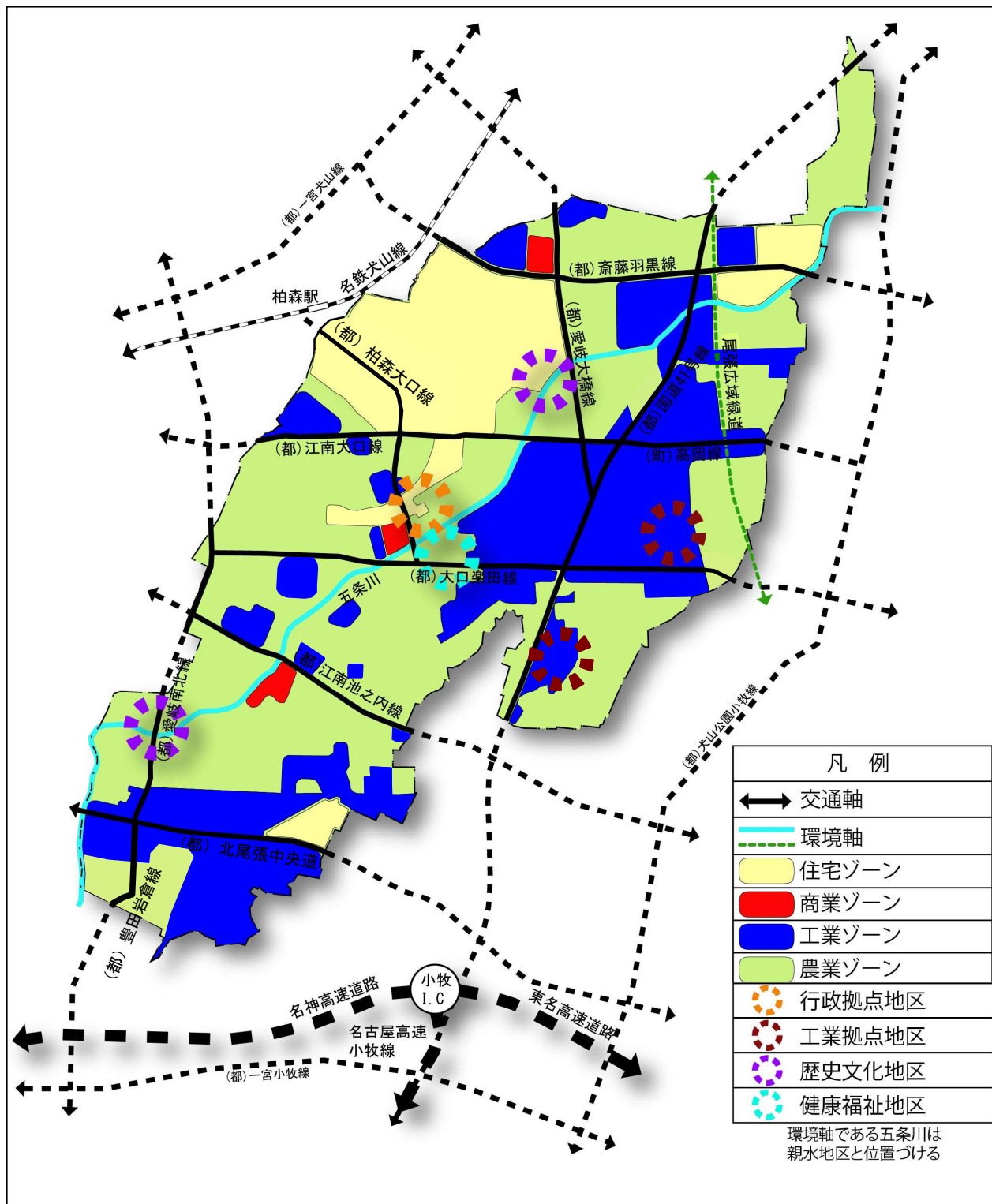


④ 親水地区

環境軸である五条川沿い全域については、南北にある歴史文化地区と行政地区、健康福祉地区を結ぶ役割を果たす機能を担いつつ、桜並木を楽しむ空間として、町民が安全に水辺を親しめる空間づくりを推進するため、親水地区と設定する。



図 将来都市構造図



備考

なお、本計画における土地利用ゾーニングについては、主とした土地利用を示すものであります。特に、市街化調整区域において実際の開発・建築に際しては、他法（農業振興地域の整備に関する法律、農地法など）との調整や手続きが必要となる。

4-3 土地利用の方針

1. 市街化区域の土地利用の方針

本町の市街化区域については、原則として市街化区域内の低・未利用地を活用するとともに、無秩序な宅地化の拡大を抑制することにより、集約したコンパクトな市街地の形成を推進する。

(1) 住宅地

住宅地は、住居系用途地域の宅地における住宅割合が全体として85%を超えたことから、今後も住宅地としての利用を中心とした区域としていく。

また、第1種中高層住居専用地域を中心とした区域については、特に住宅地の割合が高く、さらには土地区画整理事業などによって、基盤整備が計画的に進められた区域も含むことから、良好な居住環境を誘導する区域として専用住宅地とする。

→具体的な配置としては、大口余野特定土地区画整理事業地区及び周辺地区とする。

さらに、都市計画道路の沿道や町域東部と南部においては、住宅地の割合が高いものの、商業地や工業地が含まれる割合が高いことから、その他の立地もある程度許容する区域として、一般住宅地とする。

→具体的な配置としては、(都)柏森大口線[(都)江南大口線より以北]及び(都)江南大口線・小口線・斎藤羽黒線、愛岐大橋線沿道、東部と南部の第1種住居地域の指定区域とする。

表 用途地域別土地利用割合(単位:面積ha・割合%)

項目	住居系用途地域								工業地域	
	1 中高		1 住		2 住		合計			
	面積	割合	面積	面積	割合	割合	面積	割合	面積	割合
住宅	74.18	88.2	19.63	78.8	1.67	75.9	95.48	85.9	4.95	7.6
商業	2.66	3.2	3.75	15.0	0.06	2.7	6.47	5.8	8.25	12.8
工業	7.22	8.6	1.54	6.2	0.47	21.4	9.23	8.3	51.45	79.6
宅地計	84.06	100.0	24.92	100.0	2.20	100.0	111.18	100.0	64.65	100.0

(2) 商業地

町役場付近に存在する大規模集客施設については、本町全体及び周辺生活者の日常生活を支援する商業施設であることから、商業地とする。

→具体的な配置としては、町役場西部の大規模集客施設とする。

(3) 工業地

工業地は、工業地域の工業割合をみても、非常に集積している状況にあることから、今後も工業地として利用を図っていく区域とする。

また、新規に工業機能を誘導する地域としては、(都)国道41号線・北尾張中央道沿道を中心に配置していくものとする。

→具体的な配置としては、(都)国道41号線・北尾張中央道沿道を中心とした区域とする。

2. 市街化調整区域の土地利用の方針

本町の市街化調整区域については、原則として田園風景の保全を図るため、無秩序な宅地化の拡大を抑制していくものとする。

(1) 農業地

市街化調整区域における農地は、その保全を図るため、農業地とする。

→具体的な配置としては、市街化区域外の農地とする。

(2) 集落地

市街化調整区域の集落地については、現状の生活環境の改善・維持を図っていくものとする。

→具体的な配置としては、市街化調整区域の農地及び工業地などを除く住宅を中心とした地区とする。

(3) 商業地

現存する商業施設については、北部と南部の町民の日常生活を支える重要な役割を担っている状況にある。このため、新たな商業地の開発は許容せず、現状の機能の維持を前提に商業地とする。

→具体的な配置としては、北部と南部の商業地とする。

(4) 工業地

市街化調整区域には、開発行為などによって工業地が立地しており、周辺の土地利用との調和を図りながら、良好な生産活動の区域としていく。

また、新たな工業地については、(都)国道41号線・北尾張中央道・大口楽田線、町道高岡線沿いを中心に配置し、市街化区域への編入や市街化調整区域の地区計画を検討し、周辺環境に配慮していくものとする。

→具体的な配置としては、(都)国道41号線・北尾張中央道・大口楽田線、町道高岡線沿道を中心とした区域とする。

3. その他の土地利用の方針

その他の土地利用については、前述に示す市街化区域と市街化調整区域における土地利用との調和を図りながら、現状機能の集積などを中心に位置づけるものとする。

(1) 行政拠点地区

行政機能拠点として、周辺土地利用との調和を図りながら、当該地区へアクセスする道路などの整備を推進し、町民がより利用しやすい空間整備を推進する。

(2) 歴史文化地区

小口城址公園、堀尾跡公園を歴史文化地区とし、周辺と調和のとれた良好な空間の維持・保全に努める。

(3) 健康福祉地区

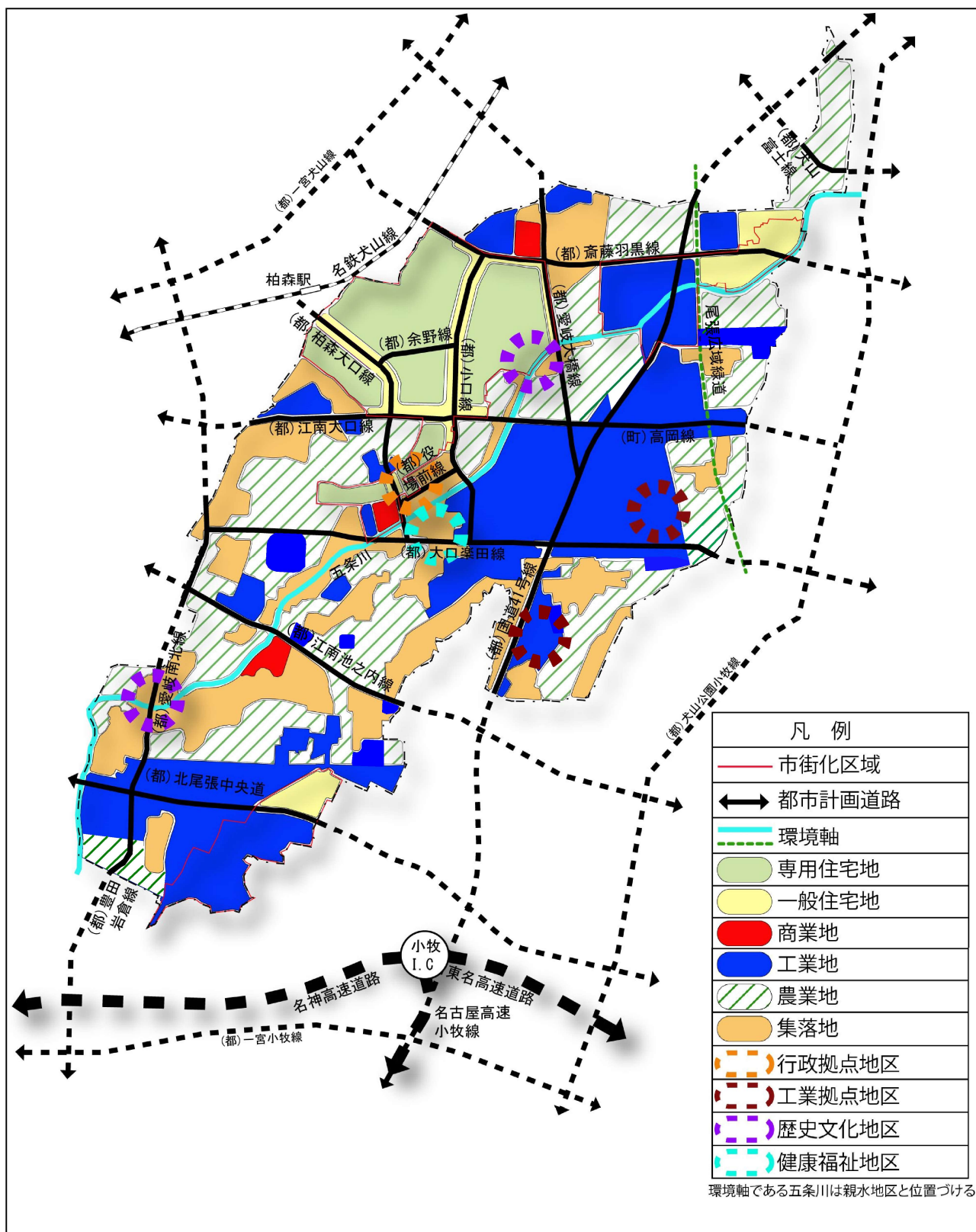
行政拠点地区の南部における総合運動場や温水プール、健康文化センターなどについては、当該地区へアクセス道路の整備を推進し、より利用しやすい空間整備を推進

する。

(4) 親水地区

環境軸である五条川沿い全域を親水地区とし、良好な桜並木の維持・保全に努め、親水空間の整備を推進し、各土地利用との調和の図られた空間としていくものとする。

図 土地利用方針図



備考

なお、本計画における土地利用ゾーニングについては、主とした土地利用を示すものであります。特に、市街化調整区域において実際の開発・建築に際しては、他法（農業振興地域の整備に関する法律、農地法など）との調整や手続きが必要となる。

4-4 道路・交通の方針

1. 道路施設

(1) 自動車専用道路

自動車専用道路としては、構想中である名濃道路の整備実現を近隣市町とともに関係機関と調整しながら、促進していくものとする。また、構想路線を整備する際には、本町が就業の場となる都市であることから、インターチェンジの設置を働きかける。

(2) 都市計画道路

将来都市構造で設定した南北・東西交通軸をはじめとした都市計画道路については、幹線道路として主要幹線道路・都市幹線道路・地区幹線道路及び補助幹線道路の役割を果たすため、都市計画道路のあり方を検討した上で未整備区間の整備を促進する。また、(都)国道41号線及び(都)北尾張中央道については、計画幅員が確保されているが、計画車線数の整備促進を働きかける。

表 道路の段階構成と道路の機能

種別分類		機能
自動車専用道路		高速性の確保、大量の交通を処理するため、自動車専用の道路
幹 線 街 路	主要幹線道路	比較的長い距離の交通を分担し、下位の道路への不要な交通の進入を軽減し、かつ都市と都市を効率的に連絡する道路で、県内の骨格的ネットワークとして位置づけられる道路
	都市幹線道路	主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生集中源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通のうち比較的長い距離の交通需要に対応する道路
	地区幹線道路	近隣住区の外郭を形成し、地区内の幹線的機能を有する道路
	補助幹線道路	区画街路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路

表 都市計画道路の整備方針

路線名等		役割	整備状況	計画車線数
3・3・2	北尾張中央道	主要幹線道路	整備中	4車線
3・2・5	国道41号線	主要幹線道路	整備済	6車線
3・4・29	江南池之内線	都市幹線道路	一部未整備	2車線
3・4・8	愛岐大橋線	都市幹線道路	整備済	2車線
3・4・9	愛岐南北線	都市幹線道路	整備中	2車線
3・5・63	大口楽田線	都市幹線道路	整備済	2車線
3・4・74	江南大口線	都市幹線道路	整備中	2車線
3・4・78	斎藤羽黒線	都市幹線道路	未整備	2車線
3・5・551	豊田岩倉線	都市幹線道路	未整備	2車線
3・4・555	柏森大口線	都市幹線道路	整備済	2車線
3・4・18	犬山富士線	地区幹線道路	未整備	2車線
3・4・552	小口線	補助幹線道路	一部未整備	2車線
3・4・553	役場前線	補助幹線道路	一部未整備	2車線
3・5・554	余野線	補助幹線道路	整備済	2車線

(3) 生活道路など

市街化区域内における生活道路などについては、道幅の狭い道路、交通量の多い道路などにおいて、歩道の設置や拡幅の整備を検討していく。

また、高齢社会に対応するため、歩行空間においてバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図り、歩きやすい環境を確保する。

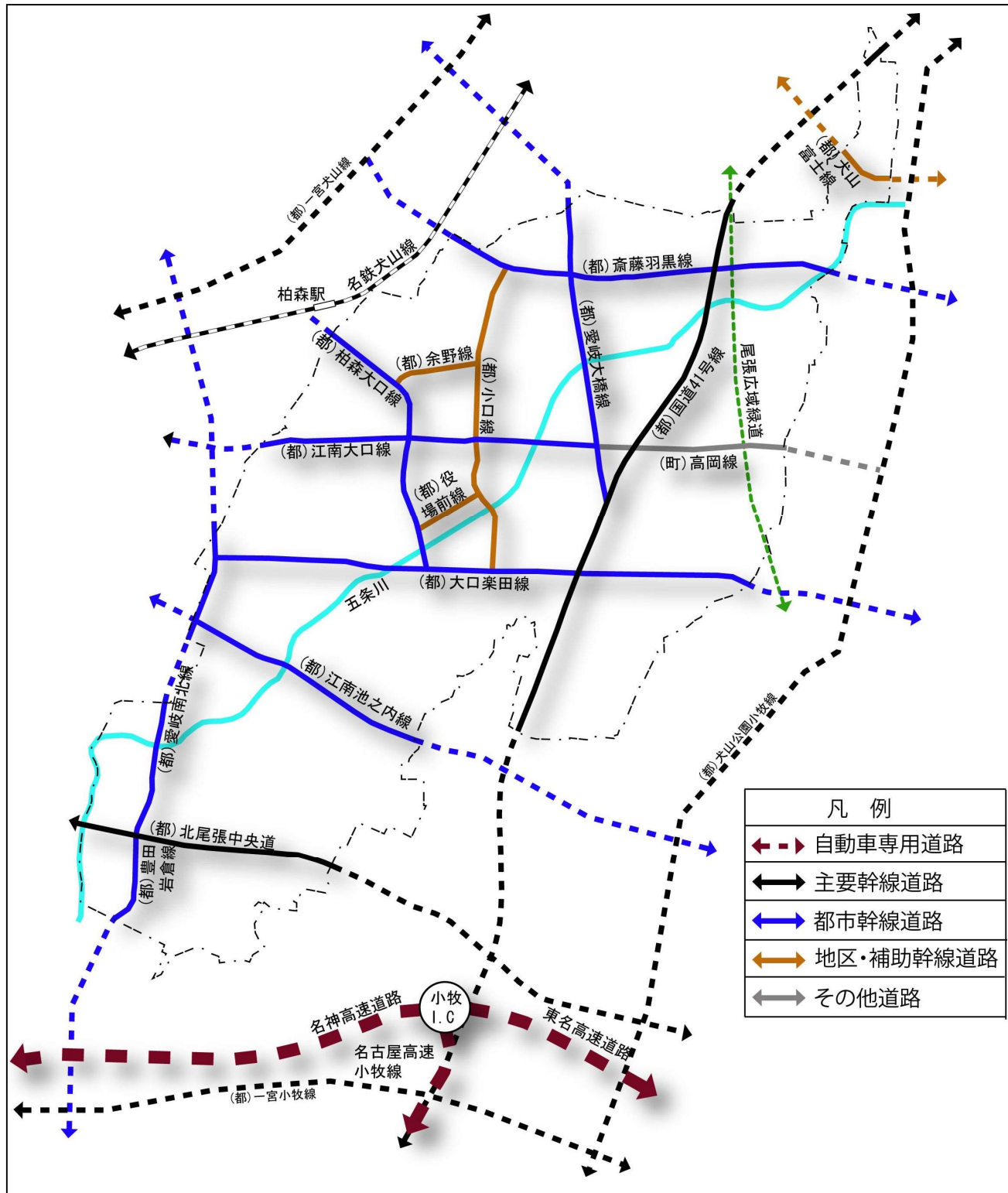
環境軸の五条川などの河川に架かる橋梁については、道路整備とともに河川景観や周辺景観との調和の図られた整備を検討する。

2. その他の交通施設

鉄道については、既に駅前広場や駅へのアプローチ道路の整備が完了していることから、鉄道の利用促進に努める。

バスについては、町内にコミュニティバスが走っており、今後の高齢社会の進展に伴い、町内医療機関などへのアクセスやその利用方法を町民とともに検討していくなど、バスの利用促進に努める。

図 道路・交通の方針図



4-5 公園・緑地の方針

1. 公園・緑地

(1) 公園・緑地の計画的な確保

公園・緑地の整備としては、低・未利用地の市街化の推進にあわせて、適正距離における公園・緑地の確保に努めていくものとする。

今後、高齢社会の進展により、身近な公園・緑地の必要性が高まることが予想されることから、市街化区域を中心に確保していくものとする。



表 公園・緑地などの面積と人口1人あたりの目標

公園名等		面積 (ha)	※人口1人当たり 5.14 m ² の 数値には、グラウンド施設 として利用するわかしゃち 国体記念運動公園、大口町 総合運動場、大口町野球グ ラウンド、河北グラウンド、 秋田グラウンドなどの面積 (約 7.38ha) を含まない。	
3・3・121	余野中央公園	1.05		
2・2・1101	余野1号公園	0.10		
2・2・1102	余野2号公園	0.15		
2・2・1103	余野3号公園	0.16		
2・2・1104	余野4号公園	0.12		
2・2・1105	余野5号公園	0.10		
2・2・1106	余野6号公園	0.24		
2・2・1107	竹田公園	0.38		
3・3・122	多世代が集う憩い広場	1.00		
3・2・123	役場南ひろば	0.82		
	外坪公園	0.33		
	二ツ屋公園	0.27		
	堀尾跡公園	0.76		
	余野1号緑地	0.09		
	小口城址公園	0.35		
	平和記念公園	0.09		
	替地夢キャン広場	0.10		
第2号	尾張広域緑道	3.45 (2.18km)		
	児童遊園(10箇所)	1.13		
	遊園地(7箇所)	0.42		
	計	11.11		
	人口1人あたり	5.14 m ² /人		
	グラウンド施設 7.38ha を含んだ場合	18.49	R2 目標	R12 目標
	人口1人あたり	8.56 m ² /人	23,500人	24,000人
	五条川約 14ha を含んだ場合	32.49	23.5ha	24.0ha
	人口1人あたり	15.04 m ² /人	10.0 m ² /人	10.0 m ² /人
	現況面積と目標面積との差		8.99ha	8.49ha

(2) 安全な歩行空間の確保

環境軸の五条川と尾張広域緑道を中心に、町内の都市計画道路の整備とともに歩行空間の確保に努め、行政拠点地区や健康福祉地区など、町内を安全に歩いて生活できる空間の整備を促進する。

(3) 親水空間の整備と桜並木などの適正な維持

環境軸の五条川をはじめとする河川については、治水整備などとともに親水空間の整備を検討・促進する。

また、五条川の桜並木をはじめ、町内の良好な樹木などについては、適正な維持を推進し、保全に努めていくものとする。

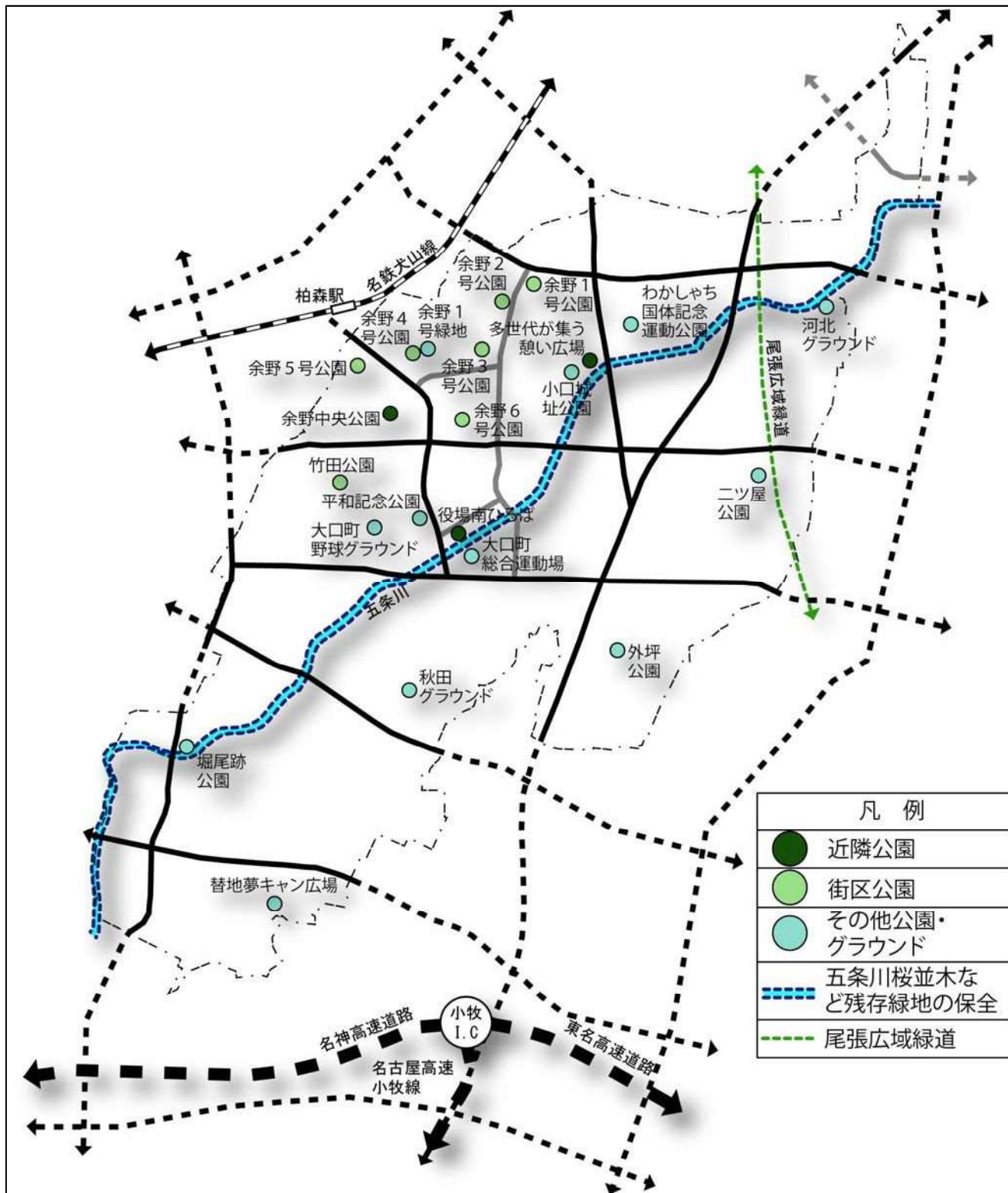
(4) 民有地の緑化の推進と町民とともに進める公園・緑地の維持・管理

町内における良好で住みよいまちづくりを進めていくため、公共空間の緑化はもと

より、民有地の緑化に取り組んでいく。特に、新たな工業地の立地に際しては、周辺環境との調和を図るため、民有地緑化に取り組んでいく。

また、公園・緑地は、定期的な維持・管理を継続して実施していくものの、これのみでは万全な管理と言えない。このため、公園・緑地は、地域における資産であると認識してもらい、清掃活動や新たな遊具の検討、そして新たな公園・緑地の計画など町民とともに協働で管理・運営及び整備に至る活動を検討・推進していく。

図 公園・緑地の方針図



4-6 河川・下水道の方針

1. 河川

本町の河川は、環境軸の五条川をはじめとした一級河川が5本、準用河川が4本ある。今後、河川改修を促進し、気象条件の変化などによる自然災害への対応を図り、あわせて本町の良好な自然環境を形成する空間の一つとして、親水空間の整備を検討・促進する。

2. 下水道

本町の下水道は、農業集落排水などの整備を含め、その整備が進められている。このため、町民に快適な生活環境を提供するため、大口公共下水道の整備を推進する。

また、下水道・都市下水路の整備済箇所においては、適正な維持・管理に努める。

4-7 市街地整備の方針

本町の市街地整備は、大口余野特定土地区画整理事業が完了している。

今後は、市街化区域内の低・未利用地の適正な整備を図るため、地区計画などの建築誘導規制とともに、計画的な都市基盤の確保に努めていくものとする。

また、新たな工業地の進出に際しては、市街化区域への編入や市街化調整区域の地区計画を検討し、産業活動を支える都市基盤の確保を推進していくものとする。

4-8 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

1. 自然環境の保全の方針

本町では、環境軸の五条川をはじめとした河川、文化資産の社寺、古墳などとともに存在する樹林地が唯一の自然環境とされる。

このため、これらの自然環境の適正な保全を図っていくものとする。

(1) 河川

河川については、改修にあわせ親水空間となるように、五条川の桜並木などの植生や生態系などに配慮した環境護岸や、堤防を利用した散策道などの整備を促進する。

また、河川の水質向上を目指し、下水道の整備を促進する。

(2) 樹林地

五条川の桜並木については、樹木自体の樹齢を意識した保護を実施し、適正な維持・管理に努めていくものとする。

社寺の境内地の樹木などについては、本町の貴重な緑の空間でもあり、あわせて地域の憩いの空間でもあることから、適正な保全を図っていくものとする。

(3) 農地

市街化調整区域の農地については、適正な保全に努め、良好な田園風景の維持に努めていくものとする。



2. 都市環境形成の方針

環境の問題としては、地球温暖化の進行に伴い、町民生活にも異常気象や気温などの変化といった形で徐々に見えてきている状況にある。

このため、今後の都市づくりにおいては、行政のみでなく、企業・町民と一体となり、地球温暖化防止など環境保全に取り組みなければ、質の高い良好な生活環境の維持・形成が難しいものとされる。

このため、本町においては、旧都市計画マスタープランに掲げた都市環境形成の方針を継承しつつ、地球温暖化への対応などの新たな対策を講じていくものとする。

(1) 水環境の保全・創出

水環境としては、公共下水道の整備、河川をはじめとした水空間の創造を推進するとともに、雨水の処理・活用、透水性舗装や地下浸透を進め、保全・創出に努める。

(2) 緑豊かな自然環境の保全・創出

本町では、適正な公園・緑地の確保、民有地緑化の取り組み、そして緑空間をはじめとした町内ネットワークの形成を図り、余野地区の地域と学校が一体となって管理するビオトープ、河川、樹林地、田園風景などの自然的空間とのふれあいを確保し、町内における自然的生態系の創出を目指すことにより、緑豊かな自然環境の保全・創出に努める。



(3) 都市空間の整備

本町では、歴史・文化資源の適正な維持・保全に努め、あわせて周辺建築物の色彩や形態などを適正に誘導するなど、良好な都市空間の形成を目指す。

さらには、現状の都市機能の充実や町民生活の利便性の確保に向けた都市基盤整備などにおいては、自然に配慮した整備を推進する。

(4) 都市交通体系の整備

本町には、コミュニティバス以外の公共交通が存在しないことから、自動車依存は当面続くものとされる。このため、自動車利用による環境への負荷の軽減を目指す。

○自動車の走行性向上（渋滞区間における右折レーンの設置）

○都市環境の保全向上に資する施設整備（歩道の設置、街路樹・植樹帯の確保による道路緑化、透水性舗装など）

(5) 地球温暖化への対応

昨今においては、民有地でのソーラーシステムの普及などが進行してきており、新たなエネルギーの活用が浸透しつつある。今後も地球温暖化を意識した新たな技術や機能の発展が期待されることから、都市づくりにおいて活用すべきものを積極的に導入していくことを検討する。

また、ごみの減量化や〔リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）〕を推進し、自然環境にやさしい都市づくりに取り組んでいく。

(6) 土地利用の方策

土地利用としては、市街化調整区域の無秩序な宅地化の拡大を抑制しつつ、市街化区域内の有効高度利用を推進するとともに、様々な取組による良好な居住環境の形成を目指すことにより、効率的でコンパクトな都市づくりに努める。

4-9 都市景観形成の方針

1. 自然景観

自然景観としては、環境軸である五条川をはじめとする河川、桜並木をはじめとする自然空間や市街地周辺の田園風景を保全する。

五条川については、桜並木と調和した親水性や河床・護岸整備を促進する。

桜並木については、樹木自体の樹齢を意識した保護を実施し、適正な維持・管理に努めていくものとする。

2. 市街地景観

市街地景観としては、道路（歩道、橋梁など）、公園・緑地、公共施設及び民有地（住宅地・商業地・工業地など）の空間に、魅力ある個性的な景観要素を取り入れていく。

(1) 道路

- 特色のある植栽やデザイン化された舗装、街路灯、防護策などの設置
- 植栽などによる積極的な緑化の推進
- 道路の沿道建築物のデザインコントロールによる街並みと一体的となった空間形成
- 歩行空間における健康などのテーマやストーリー性を重視した整備
- 歩行空間におけるベンチなどの休憩施設の整備

(2) 公園・緑地、歴史的空間

- 公園・緑地における地域の特色を活かした植栽や遊戯施設などの整備
- 四季の変化を感じられる植栽
- 公園・緑地の入り口などにランドマークの設置
- 小口城址公園や堀尾跡公園などの歴史に親しめる空間の維持、周辺の建物やサイン類などのデザイン化の検討
- 町内に現存する歴史的空間の保全及び活用

(3) 公共施設など

- 公共施設や公益施設の建築物のデザイン化の検討
- 地域文化を強調したデザイン化の検討

(4) 民有地

- 住宅地においては、建て詰まりなどを防止し、ゆとりある居住空間や良好な街並み、緑化を推進するため、地区計画・建築協定などの制度の活用を検討
- 商業地においては、建物や表示板などのサイン類・舗装などのデザインコントロールを図り、商業空間の連続性・協調性及び統一性の検討
- 工業地においては、周辺環境との調和を図るため、緑地の確保や建物・工作物のデザイン化を検討

4-10 都市防災の方針

本町は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域に含まれている。

このため、町民の生命及び財産を守るため、速やかな地震防災対策の推進が望まれる。このことから、地震による被害を減らす対策として、住宅や建築物の耐震化を進め、倒壊などの被害を防止することが重要とされる。

本町では、平成20年に「大口町耐震改修促進計画」を作成しており、避難施設や学校など町有建築物の耐震診断に基づく耐震改修を推進している。

また、地球温暖化とともに、気象変化による集中豪雨などが発生しており、雨水対策などについても講じていく必要がある。

1. 耐震改修の実施

- 地震発生時に通行を確保すべき道路（愛知県緊急輸送道路(国道41号・国道155号・県道若宮江南線)や避難路など）の沿道の建築物の耐震化の促進
- 住宅を中心とした建築物の耐震化の推進

2. 浸水対策の実施

- 大口町全域を対象とした雨水全体計画に基づく対策の推進
- 浸水危険度の高い地域における雨水流出抑制のための調整池設置の推進

